

ご報告

蓮遊水地整備に係る耕作説明会を開催しました

飯山市
道路河川課

令和7年3月6日（木）、秋津地区活性化センターにおいて、『蓮遊水地整備に係る耕作説明会』を開催し、29名の方にご参加いただきました。

当説明会は、令和6年3月に開催した蓮遊水地整備地元説明会において「水田等の占用を許可することができる」との見解が国から示されたことを受け、遊水地整備後も遊水地内で耕作ができる体制作り等に向けて、「蓮遊水地整備に伴う必要施策検討部会（WG）」にて検討してきた必要施策方針（素案）を説明するものです。



説明会の様子

説明会では主に①施設のあり方、②『耕作ルールと取り扱い』の2点の説明に加え、今後は耕作者等から選出される「準備委員会(案)」で詳細を検討していくことを説明しました。

新連載

『蓮遊水地整備に係る耕作説明会』において説明させていただいた必要施策方針（素案）は内容が多岐に渡っており、情報量も多くなっています。そこで、毎回テーマを絞った形で、今月号より数回に渡って説明記事を掲載してまいります。（飯山市道路河川課）

蓮遊水地整備に伴う施設のあり方について（その1）

蓮遊水地内の農地利用を図るため、将来にわたる維持管理や担い手不足等、昨今の農業情勢を鑑み、施設については、「老朽化改善」と「維持管理の軽減」を目的として、次のとおり施設整備を考えました。

1. 四ヶ郷用水路の改修
2. 上組溜池用水(排水)路の改修
3. 蓮揚水機場の設備見直し
4. 遊水地内土地改良施設の整備
5. 国道・宮沢川左岸窪地への埋立て
6. 新国道への取付道路

なお、本号では1及び2について以下で説明します。※別添「施設のあり方」概要図もご覧ください

1. 四ヶ郷用水路の改修(旧国道117号への経路変更)

- ①旧国道117号方面への用水経路の変更（揚水管を活用）を念頭に、四ヶ郷用水路の断面形状を変える（縮小）ことで施設の長寿命化と耕作者の維持管理の軽減を図るため暗渠化を進めます。（=A・B）
- ②用水路上部は、軽車両の通行を考慮した形状とするのが望ましい。（=A・B）
- ③JR横断部（サイフォン形式）については、施設の可否を改めて区内で確認をし、必要となる改修、撤去を計画します。（=I）
- ④四ヶ郷用水路から分岐されている用水路については、できる限り集約します。（=C）
- ⑤旧国道117号を利用した新たな揚水路は、埋設施工を計画します。（=D）



四ヶ郷用水路

2. 上組溜池用水(排水)路の改修

四ヶ郷用水路へ流入できるよう、現行の水路形態を見直すか、揚水ポンプ等を配備します。（=E）



上組溜池

令和6年9月の調書確認会や蓮遊水地だより令和6年11月号においてもお伝えしておりましたが、遊水地事業用地の補償契約に伴う立木伐採や小屋など補償対象となるものの撤去は、契約まで行わないように注意願います。ご不明な点については、下記お問い合わせ先の用地第三課まで、お問い合わせ願います。

ご連絡

用地などの補償契約時期について

河川事務所
用地第三課

蓮地区での遊水地整備につきまして、皆様のご協力をいただきまして、9月の調書確認会、11月の契約調印会、2月の個別契約を行わせていただいたところでございますが、

11月・2月契約のご案内を差し上げることが出来なかった方々につきまして、状況の説明などが不足して、ご心配ご迷惑おかけしております。

11月・2月のご契約にご案内出来なかった主な理由と致しましては、

- ① 残地を代替地として提供希望の方
- ② 代替地を求めている方
- ③ 地役権、抵当権が設定された土地をお持ちの方
- ④ 土地の上に、第三者の物件がある方
- ⑤ 第三者の土地に、自己の物件がある方



などが挙げられます。

該当する方におかれましては、契約時期の調整などが必要になることから、ご案内出来ませんでした。このことについて、ご説明が不足しておりましたことにお詫び申し上げます。

今後の見通しとしては、上記理由が解消されたことを前提として、令和7年6～7月頃及び令和7年秋以降にご契約いただけるよう準備を進めてまいりたいと考えております。その際は、事前に案内状を送付致しますので、よろしくお願い申し上げます。

なお本件について、ご不明な点などございましたら、下記お問い合わせ先の用地第三課までご連絡お願い申し上げます。

ご連絡

堤防より川側(土手向こう)の境界確認に関するアンケート実施について

河川事務所
用地第三課

堤防より川側(川向こう)の土地の契約については、蓮遊水地だより令和7年1月号にてご案内したとおり、令和7年5月頃に境界確認実施予定となっております。しかしながら、現地には雑草や雑木等が生茂り、境界に沿って歩いて確認いただくことが困難な箇所が多くあります。

つきましては、土地の境界確認(立ち会い)の方法などについて、地権者のみなさまの意向を確認させていただくため、個別にアンケート調査を実施させていただきます。なお合わせて土手向こうの土地の利用状況についても確認させていただきます。

該当される地権者のみなさまへは、3月中旬頃にアンケート依頼通知を発送させていただきますので、お手元に届きましたらアンケートへのご協力・ご返送を何卒よろしくお願い申し上げます。



お問合せ先

- | | | | |
|-------------|----------------|----|--------------|
| ●事業全般に関すること | 千曲川緊急治水対策出張所 | 電話 | 0269-67-0450 |
| ●用地補償に関すること | 千曲川河川事務所 用地第三課 | 電話 | 026-227-0480 |
| ●地内耕作に関すること | 飯山市役所 道路河川課 | 電話 | 0269-67-0737 |